

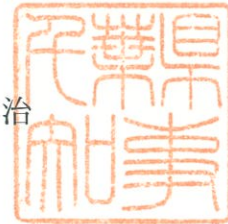


特例一般廃棄物処理施設設置届出受理書

廃第1335号
令和元年11月26日

住所 東京都港区六本木七丁目15番14号
氏名 株式会社 山一商事
代表取締役 松本 大輔

千葉県知事 鈴木 栄治



令和元年10月25日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置届出を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	受理書別紙 1.のとおり
産業廃棄物処理施設の種類	産業廃棄物最終処分場（安定型）
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	ア 廃プラスチック類、 イ ゴムくず、 ウ 金属くず、 エ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、 オ コンクリートの破片その他これに類する不要物 （これらのうち令和元年度に発生した台風第15号、第19号及び第21号の影響による県内の廃棄物に限る。） （これらのうちア、エ、オについては石綿含有一般廃棄物を含む。）
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	平成22年6月4日 22-ロ-変-1
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	受理書別紙 2.のとおり
届出受理番号（整理番号）	31-9

令和元年11月20日 変更届（処理する一般廃棄物の種類の追加）